

議案第30号

幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

幕別町道路占用料に関する条例（昭和52年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件			占用料	
			単位	料金
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱		1本につき1 年	300
	第2種電柱			470
	第3種電柱			630
	第1種電話柱			270
	第2種電話柱			440
	第3種電話柱			600
	その他の柱類	支線柱（線及び柱 により電柱を支え るもの）		27
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メート ルにつき1年	3
	地下に設ける電線その他の線類			2
	路上に設ける変圧器		1個につき1 年	270
	地下に設ける変圧器		占用面積1平 方メートルに つき1年	160
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所		1個につき1 年	540
工作物等に添加す る携帯電話等の小 型の無線基地局		162		

	郵便差出箱及び信書便差出箱		230	
	広告塔		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年 670	
	その他のもの	時刻表示板、非常用救助袋固定環及び電気自動車のための充電機器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年 540	
法第 32 条 第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径 0.07メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	11
	外径 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの			16
	外径 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの			24
	外径 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			33
	外径 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			49
	外径 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			65
	外径 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			110
	外径 0.7メートル以上 1メートル未満のもの			160
	外径 1メートル以上のもの			330
法第 32 条 第 1 項第 3 号に掲げる施設	鉄道、軌道及び索道		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	540
法第 32 条 第 1 項第 4 号に掲げる施設	アーケード			54
	日よけ、雨よけ及び雪よけ			540
法第 32 条 第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの		A に 0.005 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.01 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			340

	地下に設ける通路			200
	その他のもの	地下駐車場、通路（上空又は地下に設けるもの以外のもの）及びベルトコンベア		540
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	7
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	67
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板で電柱類（電柱、電話柱、街灯、消火栓標識柱）に添架する広告物		表示面積1平方メートルにつき1年	469
	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670
	標識	バス停留所標識	1本につき1年	220
		商店・会社・商品名を表示せず理容所、クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内標識		440
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7
		その他のもの	1本につき1月	67
	幕（令第7条第4号に掲げる工施用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670
		その他のもの		340
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平	540

令第7条第3号に掲げる施設		方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	54
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.017を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.017を乗じて得た額

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額

別表備考7を次のように改める。

7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の幕別町道路占用料に関する条例第2条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料から適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。